

ごみ出しが困難な方のごみ出しを行う団体への支援

千葉市高齢者等ごみ出し支援事業補助金

平成26年2月より、ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者などの世帯から、協力員によるごみ出し支援を行う団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付しています。

1 申請できる団体

町内自治会、老人クラブ、マンション管理組合などの非営利活動団体等

2 補助金の内容

(1) 家庭系ごみ(粗大ごみを除く)のうち、可燃ごみ、不燃ごみ・有害ごみ、資源物(びん・缶・ペットボトル、古紙・布類)を週1回以上、対象世帯から収集し、ごみステーションへ排出した場合

1,000円/月/世帯

(2) 団体が(1)の補助を初めて受ける場合

(過去に補助金を受けた団体から分離する場合は対象外)

10,000円(1回限り)

3 対象世帯の要件

ごみ出しが困難な単身世帯で、次のいずれかの要件を満たした者。

ただし、同様の要件を満たす同居人がいる場合は対象世帯とする。

(1) 介護保険の要介護2から要介護5までの認定を受けている者

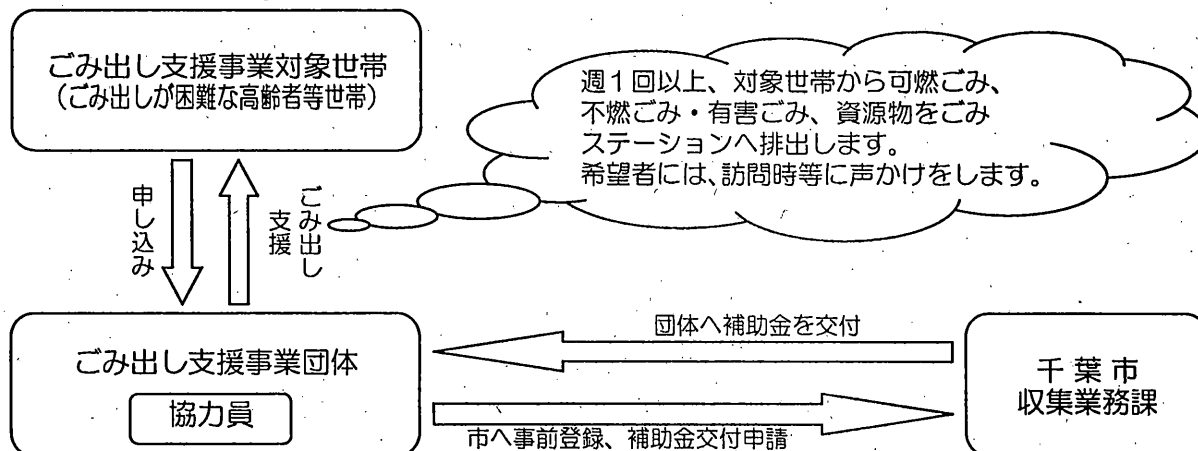
(2) 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

(4) 療育手帳④又はAを所持する者

(5) その他、市長が必要であると認める者(身体機能の低下等により実際にごみ出しが困難な者)

4 事業のイメージ

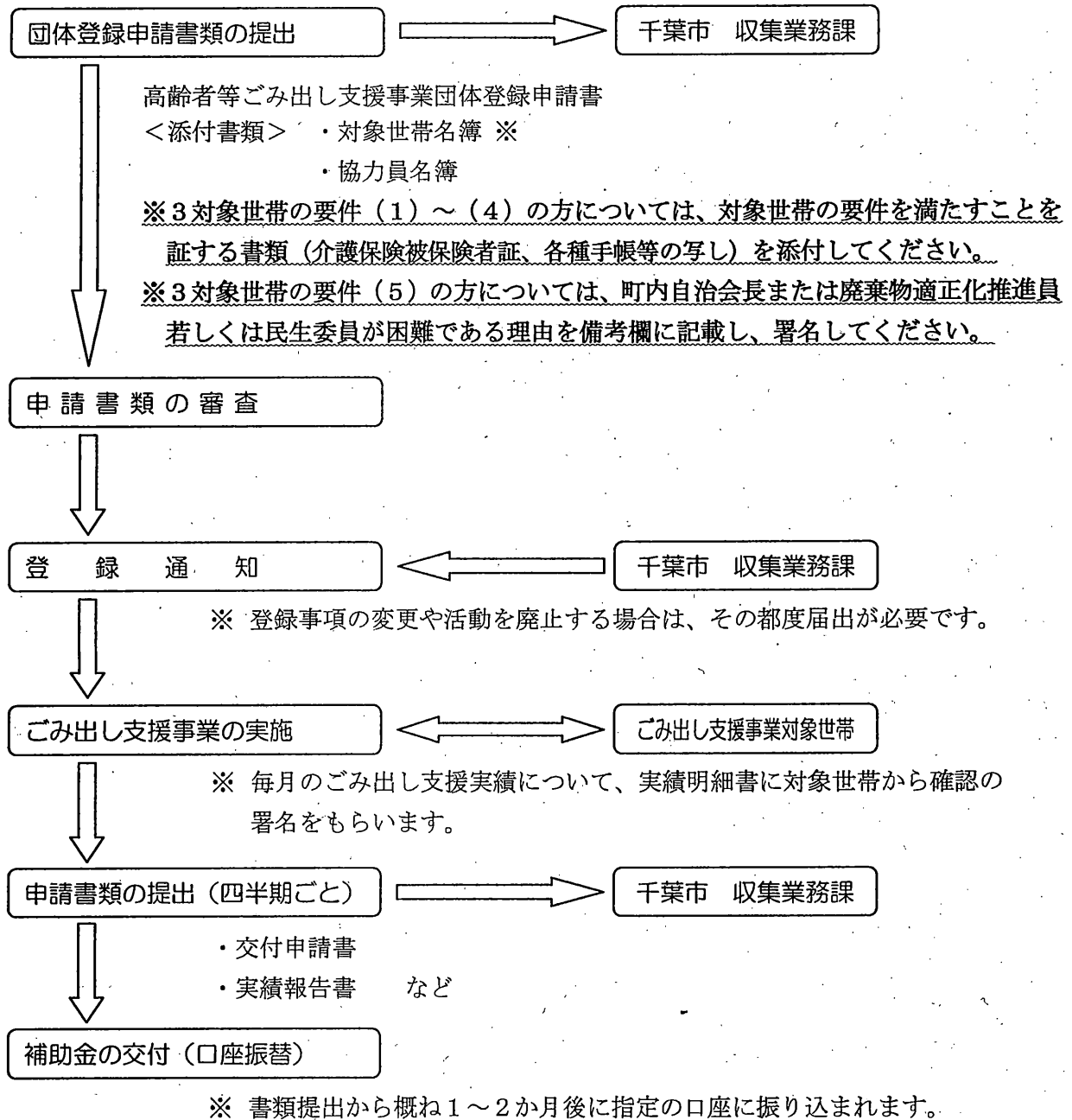


5 登録申請書類等の配布

市ホームページからダウンロード、または下記問い合わせ先で配布します。

なお、留意事項などがありますので、登録申請前にご相談ください。

6 事務手続きの流れ



問い合わせ先

千葉市 環境局 資源循環部 収集業務課 業務班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1

TEL 043-245-5249

FAX 043-245-5477

高齢者等ごみ出し支援事業Q & A（団体向け）

1 登録申請（変更）について

1-1	団体の登録は、どうすればよいですか？	収集業務課へ団体登録申請書（対象世帯名簿や協力員名簿等を添付）を提出いただき、審査のうえ登録を決定いたします。申請書類は、市ホームページからダウンロードまたは収集業務課で配布しています。なお、留意事項等がありますので、登録申請前に収集業務課にご相談ください。
1-2	団体の登録申請に必要な書類は何ですか？	以下の書類をご提出ください。 <input type="checkbox"/> 高齢者等ごみ出し支援事業団体登録申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 事業実施区域の地図 <input type="checkbox"/> 高齢者等ごみ出し支援事業対象世帯名簿（様式第2号） → <u>対象世帯の要件（5）について、町内自治会長または廃棄物適正化推進員若しくは民生委員が困難である理由を備考欄に記載し、署名</u> <input type="checkbox"/> 対象世帯の要件を満たすことを証する書類 → <u>対象世帯の要件（1）～（4）について、介護保険被保険者証、各種手帳等の写し</u> <input type="checkbox"/> 高齢者等ごみ出し支援事業協力員名簿（様式第3号）
1-3	ごみ出し支援を含む活動に対して、市から補助金を受けているのですか？	ごみ出し支援（それに類する事業を含む）について、市や国・県等から別の補助金等を受けている場合は、事前に収集業務課までご相談ください。
1-4	月の途中にて補助対象世帯の追加などにより変更があった場合は、その月の補助金はどうなるのですか？	月の途中にて補助対象世帯が追加となる場合ややむを得ない事由により補助対象世帯が廃止となる場合で、その月に週1回以上のごみ出し支援を実施していれば、その月は補助金交付の対象となります。なお、補助対象世帯が変更となる時は、速やかに変更後の対象世帯名簿をご提出ください。提出がない場合は、補助金の交付はされません。
1-5	補助対象世帯に変更があった場合に提出する対象世帯名簿は、変更部分のみ記載すればよいのですか？	変更届を提出する時点におけるすべての対象世帯を記載してください。
1-6	協力員に変更があった場合に提出する対象世帯名簿は、変更部分のみ記載すればよいのですか？	変更届を提出する時点におけるすべての協力員を記載してください。

2 団体に関すること

2-1	町内自治会内の老人会などが実施する場合、申請者名は誰になりますか？	老人会などの代表者で申請できます。
2-2	配食サービスなど、ごみ出し支援以外の業務を併せて実施してもよいのですか？	ごみ出し支援が円滑に行われれば差し支えありません。
2-3	団体の協力員へ報酬などを支給してもよいのですか？	団体の規約などに明記し、報酬などを設定・支給することは差し支えありません。

3 補助対象世帯に関すること

3-1	<u>補助対象世帯の基準はありますか。</u>	<u>自らごみを集積所へ排出することができず、補助対象世帯の要件のいずれかに該当する一人暮らし世帯が対象です。</u> <u>なお、同居者がいる場合は同居者も同様の要件を満たすことが必要となります。</u>
3-2	<u>補助対象世帯の要件（1）～（4）に該当する方について、必要な書類はありますか？</u>	<u>対象世帯名簿に、要件を満たすことを証する書類（介護保険被保険者証、各種手帳等）の写しを添付してください。</u>

3-3	補助対象世帯の要件(5)の「その他、市長が認める者(身体機能の低下等により実際にごみ出しが困難な者)」とは、どういう方ですか？	<p>具体的には、</p> <p>①身体機能(歩行機能や物を持ち上げる機能)の低下・障害により、ごみの運搬が難しい方</p> <p>②エレベーターがない集合住宅の中高層階に居住する方で、ごみを持ちながら階段を昇降することが難しい方</p> <p>③ごみステーションまでの距離が遠く、長時間ごみを持ちながら歩行移動が難しい方</p> <p>④その他(具体的理由が必要です。)の方々です。</p> <p>これらの方々を補助対象世帯として登録する場合は、町内自治会長または廃棄物適正化推進員若しくは民生委員が困難である理由を対象世帯名簿の備考欄に記載(上記①～④を選択)・署名をお願いします。</p>
3-4	収集世帯に補助対象世帯以外が含まれていた場合、補助金の支給を受けられますか？	補助対象世帯分のみ補助金が支給されます。なお、補助対象世帯以外の世帯へのごみ出し支援を独自に行うことは差し支えありません。
3-5	一つの補助対象世帯に対して、二つの団体が交互にごみ出し支援を実施してもよいですか？	団体への補助金(運営支援)の交付は、補助対象世帯数に応じて交付されるため、一つの補助対象世帯に複数の団体が補助対象世帯として申請を行うことはできません。
3-6	補助対象世帯について、障害の種類を限定して対応してもよいですか？	原則として障害の種類を限定して対応することは認められません。

4 収集に関すること

4-1	収集場所はどこですか？	玄関先などになりますが、補助対象世帯の方と相談して場所を決めていただきます。
4-2	預かったごみは、いつどこに出すのですか？	ごみ・資源物等の種類に応じた収集曜日に地域のごみステーションに出していただきます。
4-3	ごみ出し支援のための訪問回数は決められているのですか？	ごみ・資源物等の排出量や種類などを考慮し、補助対象世帯の方(ごみ出し支援を受ける方)と相談して回数を決めていただきますが、最低でも週1回以上の訪問をお願いいたします。
4-4	声かけとは具体的に何ですか？	希望がある場合、玄関先でインターフォンなどを活用し、ごみ収集に来たことなどを告げる「声かけ」を行うものです。なお、異常が確認された場合は、必要に応じて自治会役員、民生委員、各区高齢障害支援課(美浜区は、美浜区地域振興課くらし安心室)などへの連絡をお願いいたします。緊急時には、警察、救急などへの通報をお願いします。
4-5	利用料金を設定し、補助対象世帯から利用料金を徴収してもよいですか？	団体の規約などに明記し、利用料金を設定・徴収することは差し支えありません。

5 補助金の交付に関すること

5-1	補助金交付申請の際に添付する書類はありますか？	「実績報告書」及び毎月のごみ出し支援実績についてサービス利用者から確認の署名をもらった「実績明細書」を添付してください。
5-2	補助対象世帯の収集実績がなかった場合、1万円の支給はありますか？	補助対象世帯の収集実績があった初めての年度、1回限り補助されますので、収集実績がなければ補助金交付申請はできません。
5-3	粗大ごみの運び出しを行った場合、補助金の支給を受けられますか？	補助金の支給対象となるのは、可燃ごみ、不燃ごみ・有害ごみ、資源物です。なお、粗大ごみの運び出しを独自に行うことは差し支えありません。

6 その他

6-1	ごみ出し支援事業についての問い合わせ先はどこですか？	<p>問い合わせ先は以下のとおりです。</p> <p>環境局資源循環部収集業務課(業務班)</p> <p>千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所4階</p> <p>TEL: 043-245-5249 FAX: 043-245-5477</p>
-----	----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ごみ出し支援事業登録団体一覧

平成29年6月1日現在

登録団体数

30

1/2

	団体の名称	団体の種類	事業実施区域	
			(区名)	(区域詳細)
1	みつわ台ハイツふれあい隊	その他	若葉区	みつわ台5丁目1及び29
2	稲毛ファミリーハイツ自治会	町内自治会	稲毛区	柏台1 稲毛ファミリーハイツ
3	千葉市再資源化事業協同組合 友の会	資源物回収業者	—	
4	黒砂安心サポートの会	その他	稲毛区	黒砂2丁目及び3丁目の一部
5	734赤井自治会	町内自治会	中央区	赤井町734番地、735番地及び736番地の一部
6	特定非営利法人 福祉ネット 虹色の街	その他	中央区	今井1丁目～3丁目
7	武石町二丁目町内会	町内自治会	花見川区	武石町2丁目及び1丁目の一部
8	幕張松和台自治会	町内自治会	花見川区	幕張町3丁目の一部及び4丁目の一部
9	安心サポートの会	その他	美浜区	幸町1丁目及び新港の一部
10	小倉地区部会たすけあいの会	社協地区部会	若葉区	小倉台3丁目及び4丁目
11	市場町寿楽会	老人クラブ	中央区	市場町
12	大巖寺新町町内会	町内自治会	中央区	大巖寺町の一部
13	千葉寺青葉町自治会	町内自治会	中央区	千葉寺町及び青葉町1260～1267
14	さつきが丘1丁目34町会	町内自治会	花見川区	さつきが丘1丁目34番街区
15	検見川アートホームズ自治会	町内自治会	美浜区	真砂2丁目23番街区
16	越智あさひが丘自治会	町内自治会	緑区	越智町737他 靴下団地区域内
17	レーベンハイム西千葉自治会	町内自治会	稲毛区	作草部1丁目26-1 レーベンハイム西千葉
18	地藏作町内会園芸クラブ	その他	花見川区	長作町367～619-20
19	千葉幸町東住宅自治管理組合会	町内自治会	美浜区	美浜区幸町2丁目10番地区域
20	シーサイド真砂自治会	町内自治会	美浜区	シーサイド真砂(マンション)全体
21	千葉寺第2県営住宅自治会	町内自治会	中央区	千葉寺町868-1 千葉寺第2県営住宅
22	小仲台新向会自治会	町内自治会	稲毛区	小仲台4丁目
23	秀和会	老人クラブ	若葉区	大草町441番地及び501番地
24	港町自治会	町内自治会	中央区	港町全域
20	稲毛プレシオ自治会	町内自治会	花見川区	宮野木台1-25-15 コスモ稲毛プレシオ

ごみ出し支援事業登録団体一覧

2/2

	団体の名称	団体の種類	事業実施区域	
			(区名)	(区域詳細)
26	千城台東南金親地区社会福祉協議会	社協地区部会	若葉区	千城台東、千城台南全域及び金親全域
27	都賀の台支え合い活動委員会	その他	若葉区	都賀の台1~4丁目
28	幕張町北四丁目自治会	町内自治会	花見川区	幕張町4丁目の一部
29	楓台自治会	町内自治会	緑区	土気町1559番地、1560番地の一部
30	西都賀3・4丁目自治会 たんぼぼの会	町内自治会	若葉区	西都賀3丁目、4丁目及び5丁目の一部



ワンコインサービス事業

「ちょっとしたお手伝い」を いただきます。

日常生活で困っている事柄はありませんか？
当センターの会員が30分以内で出来る事柄を
「お手伝い」の気持ちでおこないます。
みなさまのご利用をお待ちしております。

(一部の地域でサービスが受けられない場所が
ありますのでお問い合わせください。)

当事業は、
日常生活で困っている事柄を
お手伝いするもので、
時間内をフルに働くことではない
ことをご理解ください。

ワンコインサービスを受けられる方

市内在住で65歳以上の高齢世帯 又は 要支援等の認定を受けている方

サービス内容

- 花木の水やり ○家具の移動
- 買い物の手伝い ○ゴミ捨て
- ストーブの給油 ○電球の交換
- その他困り事で簡単にお手伝いできる作業



サービスの流れ

- ① お手伝いの内容を電話でお伝え下さい。
- ② ご依頼されたお手伝いに適した会員を探します。
- ③ お手伝いする会員からご依頼者に電話します。
(内容の確認や日時等について連絡いたします。)
- ④ お手伝いの完了後、500円を会員にお渡し下さい。
(会員が代金と引き換えにセンターの領収書をお渡します。)



お気軽にご相談ください。

公益社団法人 **千葉市シルバー人材センター**

〒260-0843 千葉市中央区末広3丁目17番15号

TEL. **043-265-0070(代)** FAX. **043-265-0048**